

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、<u>その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、<u>従来からの取組に加え自主的に実態調査を行ったところ、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、新たな説明会の実施等を行うことにより教員等への周知徹底への取組を行っているが、引き続き再発防止の取組が求められる。</u>」</p> <p>【理由】 従来から、寄附金の取扱いについては、学内規程に基づき管理し、その取り扱いについては、リーフレットや手引の配付、理解度調査、新任教員研修会等で周知徹底を行うとともに、平成25年度においては自主的に実態調査を行ったことにより、個人で経理していた事例が発覚したことから、新たに「研究不正・研究費不正防止に関する説明会」を開催する</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、<u>その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 平成25年度中において、一定の取組がなされていることを明確にするため記述を修正するもの。</p>

等、更なる再発防止の取組を行った。それらの取組を行っていることを明確にするため文言を追加願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「○ 平成24年度評価において評価委員会 が課題として指摘した、臨床研究に関する倫理指針違反については、平成25年度においてもグレリンの臨床効果の評価研究において、臨床研究に関する倫理指針違反があったことから、職員への教育研修の徹底や、研究に対する審査体制の強化等、組織としての確実な再発防止に<u>取り組むことが求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○ 平成24年度評価において評価委員会 が課題として指摘した、臨床研究に関する倫理指針違反について、<u>平成25年度に研究倫理教育カリキュラムの受講の義務づけ等で組織として再発防止の取組を行っている。</u>平成25年度においては、<u>グレリンの臨床効果の評価研究において、厚生労働大臣への報告義務が生ずる重大な違反にはあたらないと報告を受けているが、臨床研究に関する倫理指針違反があったことから、職員への教育研修の徹底や、研究に対する審査体制の強化等、組織としての確実な再発防止の取組を引き続き行うことが求められる。</u>」</p> <p>【理由】 平成25年度の指摘に対して大学として何も取組を行っていないとの誤解を受け</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『○ 平成24年度評価において評価委員会 が課題として指摘した、臨床研究に関する倫理指針違反については、平成25年度においてもグレリンの臨床効果の評価研究において、臨床研究に関する倫理指針違反があったことから、職員への教育研修の徹底や、研究に対する審査体制の強化等、組織としての確実な再発防止に<u>引き続き取り組むことが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 平成25年度中において、一定の取組がなされていることを明確にするため記述を修正するもの。</p>

ない様に、研究倫理教育カリキュラムの受講の義務づけや、審査体制の強化としてのシステムの整備等、組織として再発防止の取組を行っていることを明確に記述願いたい。また、平成25年度の倫理指針違反については違反の程度の言及が無いと、この違反が社会に及ぼす影響を誤って過大に理解される恐れがあるので説明の文言を追加願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「【評定】 中期計画の達成のためにはやや遅れている (理由) 年度計画の記載8事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、教員等個人宛ての寄附金について個人で経理されていた事例があったこと、臨床研究に関する倫理指針違反があったこと等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】 中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載8事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、教員等個人宛ての寄附金について個人で経理されていた事例があったこと、臨床研究に関し、<u>厚生労働大臣への報告義務が生ずる重大な違反ではないと報告を受けているが、倫理指針違反があったこと等を総合的に勘案したことによる。</u>」</p> <p>【理由】 寄附金の取扱いについては、従来 of 取組に加え、平成25年度中には周知徹底を</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 平成25年度中の取組如何に関わらず教員等個人宛ての寄附金を個人で経理していた不適切な事例及び臨床研究に関する倫理指針違反があったことによるものである。</p>

図るための説明会を新たに開催するなど組織的に取組を行っており、今回の個人経理の事例は自主的に実態調査を行ったことにより発覚していること及び臨床研究に関する倫理指針違反についても、平成25年度に組織として再発防止の取組を着実に進めていることから、中期計画の達成に向けて遅れているとは言い難い。

法令遵守について、違反の程度の大小に関わらず、違反は違反であることは理解できるが、評価結果においては、違反による社会的影響の大きさの程度も考慮していただきたい。

よって、評定とその理由について、変更願いたい。